

「子ども代理人」に関する提案

杉井静子，栗林勉，増田勝久

「子ども手続保護人」(仮称)制度の創設

- (1) 家庭裁判所は、調停又は審判の結果について子が利害関係を有する場合において、子が意見を表明するためその他子の最善の利益〔子の福祉〕を図るため必要があると認めるときは、当事者又は子の申立て若しくは職権で、子ども手続保護人を選任することができる。
- (2) 家庭裁判所は、以下の場合には、子ども手続保護人を選任しなければならない。
 - ① 子とその法定代理人との利益が、著しく相反すると認められる場合
 - ② 親権又は監護権の指定・喪失・変更に関する事件
 - ③ 子の引渡に関する事件
- (3) 子ども手続保護人は、選任を受けた事件について、当事者としてすることができる手続行為をすることができる。ただし、申立ての取下げ並びに即時抗告の取下げについては、この限りでない。
- (4) 子ども手続保護人は、子に対し手続に関する必要な情報を提供し、子の年齢及び発達程度を考慮しつつ子の意見表明を援助し、手続の経過及び結果につき子に説明するよう努めなければならない。
- (5) 子ども手続保護人は、法定代理人その他子を監護する者の立会なく子と面接することができるほか、以下の者に対して、子の生育状況、生育環境、健康状態及び教育環境につき報告を求め、子の状況に関する書類その他の物件を検査することができる。
 - ① 子の父母、後見人
 - ② 子の監護者又は監護者であった者
 - ③ 〔子が現在もしくは過去に医療、教育等を受けていた〕医療機関、教育機関、福祉機関
 - ④ 〔警察署、少年鑑別所、少年院〕
- (6) 子ども手続保護人は、費用の前払い及び家庭裁判所が定める報酬を受けることができる。子ども手続保護人に関する費用及び報酬は、手続費用とする。